

平和條約発効記念並びに 憲法施行五周年記念特集号

大分市報

毎月1日・16日発行

所 所 所 所 所 所 所 所
行 行 行 行 行 行 行 行
役 役 役 役 役 役 役 役
大 分 市 報 社
内 部 刊 行
印 刷 所

独立の日を迎えて

大分市長 上田 保

市民の皆様

市民の皆様
待望の独立の日が到来しました
七年に亘る占領下の国民生活を同
顧しますと実に感慨無量のもの
があります。私は市民各位がこの永
い間よく国際情勢を認識されて良
識を堅持し、国家の再建のために
物心両面の言語に絶する苦難に耐
えて今日に到つた事に深く敬意を
表する次第であります。殊に吾が
大分市は甚大な戦災を被つた為
都市復興という一重の困難が同時
に負荷されたのでありますから、
至上の慶びであり、又如何なる代
に建設的に

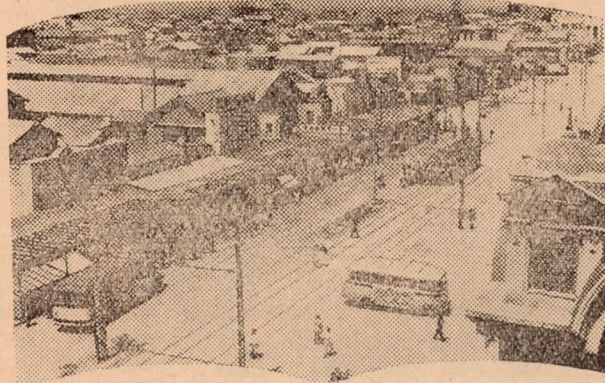
今日の成功を勝ち得た市民の勇氣
と忍耐と努力は、層高く評価さる
べきであります。私は皆様の子孫
が皆様の遺す偉業に対して永く称
讃と感謝を捧げるであろう事を堅
く信じて居ります。
吾國が独立によつて何を得るか
独立がわれわれの公私の生活に如
何なる影響を与えるか、の問題は
余りに広はん為に誰しも的確な
予見は立て難いであらうが、いず
れにしても國の独立は国民として
至上の慶びであり、又如何なる代
に建設的に

講和發効に際して

大分市 後藤 正直
議長

日本国民挙げて待望久しかつた
講和條約も、愈々四月二十八日を
もつて発効することになりました
ことは、洵に御同慶に存じますと
共に、衷心よりおよろこび申上
げます。
終戦以来七星霜、その間、あの
苦難と混乱を克服して、旧来の諸
弊を一新し、民主主義の原則が國
政に地方自治にその他あらゆる部

面を拂つても獲得しなければなら
ぬ事には一致するであらう
たゞ斯くして國民の至上なもの
根本的なものを得た以上は、これ
に附随する責任の加重は当然覚悟
しなければならぬと信じます。
例えは従来は
アメリカ及び
占領軍を通じて
の国際關係
が、今後は直
接かつ広はん
深刻に國民生
活に影響する
点だけを考へ
て見ても、戦
後の吾國とし
てこの解決に
は容易ならぬ
困難を伴う事
が想像されま
す。しかも其
の解決は世界
的な関連の上
に建設的に



あります。独立國としての新生日
本は、温室から出されて大地に移
植された草花とも言うべく、その
前途は今日の如くなまぬかしい
ものではないことを、十分自覚し
なければならぬと存するものであ
ります。御承知の通り、世界政情
の冷たい風は強く、國土の半滅さ
れた日本は、脆弱な國民 經濟を
もつて世界經濟の荒波と戦わねば
ならないのであります。山積する
国内問題を処理しつゝ、この國際
社会に対処する覚悟はできてい
るでしようか。

私共はこの世界史上画期的な講
和條約發効を喜ぶと同時に、從來
にもまして各自に与えられた持場
で忠実に、しかも 鞏固なる意志
をもつて努力いたさなければ、國
際社会より取り残され、日本再建
の実現は絶望的だと思つてあり
ます。と同時に、民主主義の原則
と平和を死守しなければならぬ
のであります。私共はしつかり
禪をしめて、大いに動き、頑張
うではありませんか。

治体の一層高度な自給が、とな
る事も想像せられます。又貿易に
依存する國民經濟の立前から英國
にも勝る耐乏生活が要請される
かも知れません。若しそうなれば
必然的に思想關係の問題を誘発す
るであらう。これらの困難
は今後すべてわれわれ國民の自力
によつて解決されなければならぬ
のであります。
斯く考えますと、喜ぶべき独立
を迎えるためには國民は大きな犠
牲を用意しなければならぬこと
が判ります。然し皆様が是迄に発
揮された自識と勇氣を拜見した私
は、皆様が今後も重なる難関を
突破される事を確信致します。
この様な力強い市民の皆様と共に
私は今日を厳肅に祝福すると共に
、新たな覚悟と氣力をもつて前
途に塞がる困難の扉をその内側に
は國家の繁榮と子孫の幸福が満ち
て居るの打開に立向いたいと思
います。

市営球場の使用

市営球場の使用
市内駄の原の市営球場は從來
一ヶ所でした。がさらに同構内東側
に一ヶ所を増設致しました。市民
の皆様への御利用を願います
使用しようとする方は所定の様
式による球場使用願(用紙は復興
課に準備してあります)を提出し
使用料を前納して下さい。
使用料は一ヶ所につき左記料金を
を申受けます。詳細は復興課(電
話一〇八番)に御問合せ下さい。
●使用料金
半日五〇円、一日一五〇円
土曜日、日曜日、祭日は右使用料
金の五割増、有料試合の場合は税
込入場料の五〇八分(復興課)

祝 講 和 独 立

防疫藥品 D.D.T B.H.C ミケゾール ネオメツソ バンゾール クレゾール

悪疫を防ぎ明るい大分市を築きましょう

市民の方々の防疫に常に協力する

大分縣中央藥品株式會社

若草公園前 TEL. 2048・765番



腸チフス豫防接種

伝染病発生率の一番高い時期が参りました。大分市におきましても皆さんが進んで予防注射を受けられるようになりましてから患者発生も亦年と共に少なくなつてまいりましたが決して油断はなりません
この病気の恐ろしさを

知る時予防注射が如何に大切であるかを考えになつていただきたいのであります

市では市民を此の病氣から守るために左記の通り腸チフス予防注射を行いますから必ず注射を受けられ、更に備えて健康な明るい家庭を築いたのしい、毎日を送りましょう

ことに前年注射を受けた方は一回だけ追加免疫をお忘れなく受けて下さい

一、予防注射を受けなければならぬ者

注射実施当日満三才以上六十才までの全市民

但し有熱患者、心臓並びに血管系腎臓に異常のある方

結核、糖尿病、脚氣、衰弱者、胸腺淋巴体質の疑いがある方、妊娠六ヶ月以上の方は注射を受けないうで下さい

一、注射要領

一、初回免疫

今まで一度も腸チフスの予防注射を受けてない方は五日から十日の間において三回注射を受けして下さい

二、追加免疫
今まで腸チフスの注射を毎年受けている方は一回だけこの注射を受けて下さい

一、料金
予防接種法により各自より実費を徴収する
一回受ける者 三十円
二回受ける者 十円
但し生活扶助を受けている者は担当民生委員の証明書により免除されます

一、日時及場所
一回五月十九日、二回五月二十六日、三回六月一日(東大分、日岡小学校)
一回五月二十日、二回五月二十七日、三回六月三日(金池、滝屋小学校)
一回五月三十一日、二回五月二十八日、三回六月四日(春日、八幡、神崎小学校)
一回五月三十一日、二回五月二十九日、三回六月五日(大南、南大分小学校)
一回五月三十一日、二回五月三十日、三回六月六日(荷場、中島、長浜小学校)
毎日午後一時から午後四時まで

二、注射要領
一、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

二、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

三、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

四、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

五、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

六、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

七、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

八、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

九、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

十、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

十一、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

十二、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

ジフテリア豫防注射

ジフテリア予防注射の第一回目左記の通り行いますから第一回を受けてらるる方は第二回を受けて下さい

一、料金
一件につき二〇円
一回につき一〇円

二、日時及場所
一回五月十九日、二回五月二十六日、三回六月一日(東大分、日岡小学校)
一回五月二十日、二回五月二十七日、三回六月三日(金池、滝屋小学校)
一回五月三十一日、二回五月二十八日、三回六月四日(春日、八幡、神崎小学校)
一回五月三十一日、二回五月二十九日、三回六月五日(大南、南大分小学校)
一回五月三十一日、二回五月三十日、三回六月六日(荷場、中島、長浜小学校)
毎日午後一時から午後四時まで

三、注射要領
一、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

二、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

三、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

四、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

五、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

六、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

七、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

八、対象者
生後六ヶ月で未だジフテリアの予防注射を受けていない乳幼児(一歳)

大分県生業資金貸付

一、貸付金額 一世帯式万円迄

二、貸付期間 貸付日より一年間は無利子で据置き二年より三年以内償還する

三、貸付利率 年七厘

四、償還方法 一年賦、半年賦又は四半期毎若しくは月賦による賦還

五、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

六、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

七、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

八、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

九、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十一、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十二、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十三、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十四、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十五、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十六、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十七、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十八、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

十九、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十一、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十二、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十三、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十四、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十五、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十六、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十七、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十八、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

二十九、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること

三十、保証人 確実な保証人を二人以上要し資格は県内に居住し一定の職業を有する世帯主であること